

愛媛県食品表示ウォッチャー募集要領

第1 趣旨

愛媛県内の食品販売業者による不適正な食品表示の適正化を図り、もって消費者の商品選択に資するため、表示状況のモニター活動等を行う愛媛県食品表示ウォッチャー（以下「表示ウォッチャー」という。）を広く県民から募集する。

第2 募集人員

募集人員は、100名以内とする。

第3 任務

表示ウォッチャーの任務は、次の事項とする。

- (1) 食品の品質表示状況のモニター活動及び報告
- (2) 不適正な食品表示の通報

第4 任期

表示ウォッチャーの任期は、令和7年11月1日から令和9年10月31日までとする。
ただし、任期の途中で事業を継続することが困難になった場合は、この限りではない。

第5 謝礼

表示ウォッチャーへの謝礼は、年額12,000円以内とする。
ただし、任期の途中で報告活動を中止した場合は、月割により支給する。

第6 応募資格

表示ウォッチャーの応募資格は、次の事項を満たす者とする。

- (1) 令和7年11月1日現在で、満18歳以上であること。
- (2) 愛媛県内に在住していること。
- (3) 第3に規定する任務を遂行することが可能なこと。
- (4) 愛媛県が行う食品表示に関する研修を受けることが可能なこと。

第7 応募方法

応募者は、申込書（様式1）に必要事項を記入のうえ、居住する市町を管轄する地方局農業振興課へ提出する。

第8 募集期間

募集期間は、令和7年6月2日（月）から令和7年8月25日（月）までとする。

愛媛県食品表示ウォッチャー申込書

[illegible]

* 御記入いただいた個人情報は、愛媛県食品表示ウォッチャーにかかる事務のみに使用し、愛媛県個人情報保護条例に基づき、適切に取り扱います。